

論 説

「個人識別法の新紀元」 日本における指紋法導入の文脈

渡 辺 公 三

目 次

はじめに

1：「指紋法」制定の文脈

2：指紋法の発見

3：日本における前史

4：各方式の特徴と技術的評価

さしあたりのまとめとして

はじめに

以下の小論は、国民国家のさまざまな装置のなかでも、筆者がとりわけ重要なものとみなす個人の登録および識別制度がどのように整備されてきたかを検討する試みの一部をなしている。その内容は立命館大学国際言語文化研究所の、国民国家形成を主要な課題とする数次にわたる研究プロジェクトの場でおこなった何回かの報告の一部でふれたものでもある。まだ未完成な試論にとどまっている点にためらいはあるものの、これらの研究プロジェクトを終始リードしてこられた西川教授の退職を記念する論集に寄稿するには必ずしも場違いなものではないと考え、あえて掲載をお願いすることにした。

1：「指紋法」制定の文脈

個人識別の画期的な技術として日本の行刑制度に「指紋法」が導入されたのは、1908年（明治四十一年）十月十六日であった。『司法沿革誌』のその日付には「指紋法」という欄外の見出しの下に「明治四十二年六月三十日迄二期ノ終了スヘキ受刑者ニ就キ指紋ヲ押捺セシメ其ノ印象ヲ本省ニ送付セシム訓令監獄局甲第七一七号」と記されている¹⁾。

この「訓令」の準備にあたった「犯罪人異同識別取調会」に司法省参事官として参加し、技術的な面でもっとも貢献した大場茂馬は、同じ明治四十一年の暮れに刊行された『個人識別法』

に、指紋法の詳細な技術的解説に加えて、同会の作業の大まかな経緯を説明している²⁾。それによれば取調会は、大場のほか司法省民刑局長平沼騏一郎、監獄局長小山温、他七名をメンバーとして七月二十四日に発足し、九月にはすでに報告を提出している。その翌月には報告内容は「訓令」として具体化されたということになる。制度化への司法当局における推進者であった平沼自身は、会の発足直前と思われる七月、「典獄会」において、1907年四月から08年二月にわたる西欧視察のあいだに得た見聞をもとに「犯罪人異同識別法」と題した講演をおこない、イギリスにおける指紋法の成果を中心に紹介し、この新技術を導入することの必要性を強調している³⁾。

平沼はこの講演の冒頭に、前年1907年四月に議会を通過して成立し公布された「改正刑法」（08年十月に施行）第五十八条の「累犯加重」規定にふれて、そこで想定された「裁判確定後二累犯ヲ発見」という事態がきわめて変則的であり、このようなことを避けるためにも、被疑者の異同識別を裁判前に迅速かつ確実におこなう方法が西欧においてどのように実施されているかをみきわめることが、視察旅行の重要な動機のひとつであったとのべている。帝国議会における刑法改正案の議論が07年二月から三月までおこなわれ、貴族院と衆議院の意見の相違を調整するため両院成案会議にもちこまれ、最終的に四月に成立した時点で、平沼は慌ただしく外遊の途についたということなのであろう⁴⁾。

司法省民刑局長として刑法改正にかかわり、また指紋法導入の推進者となった平沼は、数年後には検察に転じて大逆事件の審理において中心的な役割を果たすことになる。その前後には明治末期の政局に大きな影響を与えた「日糖事件」「シーメンス事件」の疑獄事件の捜査を指揮し、さらに大正末から昭和に入る時期には大審院長、司法大臣を歴任し、国粹主義の団体「国本社」を組織し、1925年に枢密院副議長に着任して普通選挙法の成立と引き換えに治安維持法を成立させる⁵⁾。さらに同和問題にも関与し、やがて枢密院議長を経て、周知のとおり39年には独ソ不可侵条約締結に直面し短命に終わる平沼内閣の首班となり、東京裁判では終身禁固の判決を受け1952年病氣入院中に死去する。いわば帝国日本の権力闘争と刑法体系の構築の中心に隠然たる影響力を振るい、法の番人を自ら任じたともいえるこの人物の履歴のなかに、指紋法導入という業績をおいてみることで、トップに立つ司法官僚が描いた国家デザインの核心、あるいは帝国の法秩序の重要な環としての個人識別技術の法的な意味が浮き彫りにされるはずである。

平沼個人を軸としたそうした試みは後日の課題として、ここでは大場茂馬が「個人識別法の新紀元」と呼んだ指紋法の技術的な側面に焦点を合わせながら、これが日本の行刑制度に組み入れられていった過程の歴史的な文脈と、その同時代的な西欧における動向とのかかわりについて検討し、近代の国家が国民を「個別的かつ全体的に」把握する技術を洗練していった経過を、日本の例に即して跡づけてみたい。

2：指紋法の「発見」

大場は『個人識別法』の短い序文に、1907年(明治四十年)、留学中のミュンヘンで平沼に出会い、「個人識別法ハ今後大イニ研究ノ必要アルコト」を指摘され、その方法について「研鑽ヲ遂ケサルヘカラサルコトヲ慫慂」されたとのべている⁶⁾。しかし慫慂をうける以前から大場には、すでに独自にこうした法的技術への関心が目覚めていたという。そのことを説明する文章には、ふれられた事実においても、言葉遣いに表れた大場の心情においても興味深い点がいくつか観察される。「犯罪人異同取調会」報告に結実する「研究」過程を、明治期の刑法体系整備という一定の時間中と、取調会の検討という数ヶ月に満たない短期の中の両方から検討して行く出発点として、その序文の文章をとりあげることから始めることにしよう。

十年来携わってきた現職司法官の職をあえて離れて、大場は1905年の夏、ドイツ留学の途に就いた。その途上、今後の刑事政策のあるべき姿を学ぶという留学の目的にそって、寄港地では機会あるごとに警察、裁判所、監獄等を見学し、シンガポールとエジプトで眼を開かれる貴重な経験をえたという。シンガポールでは写真による記録、そして個人識別の方法として指紋法と「べるちおん式人身測定法ヲ併用シ」ていることを見、次のようにコメントしている。「予ハ獄内ヲ觀察シテ其設備ノ完全セルニ驚キ是レ全ク同地カ文明国タル英国ノ配下ニ在ルカ故ナルヘシト思惟シタリキ。」

スエズ運河における事故で生じた余暇を奇貨として、運河沿いのイスマリア市の警察を見学し、ここでも写真およびベルティヨン方式と指紋法が使われていることを確かめている。シンガポールにおいてもこれらの方法が使われていることに驚嘆したが「半開國ヲ以ッテ目セラルル阿弗利加ノ埃及國ニ於イテスラ尚ホ此法ノ採用セラレ居ルヲ見テ一方英国ノ文化ヲ羨望スルト同時ニ退イテ我邦ノ刑事制度ハ却テ半開國ノソレニモ劣レルニ非サヤト心私カニ感慨ニ堪エサルモノアリキ。」こうして大場は平沼からの指摘をまつまでもなく新技術を「発見」し、ドイツ留学中自発的に個人識別法の研究を進めることを決心していたのである。

個人識別法の有無をひとつの基準として測られている、文明、半開（そして未開ないしは野蛮）の対比は、法学の分野における進化論が「条約改正」という歴史的な文脈のなかで当時の日本の司法関係者に重圧を課す、国際関係の避けることのできない現実だったことを思わせる⁷⁾。日露戦争に「勝ち」、英国から治外法権を回復したことによってようやく「文明」の一角に地歩をきづこうとしていた日本の司法関係者にとって、「半開」国と自らとの異同識別つまり自己同一性に関する感受性はひとときわ鋭くなっていたとも考えられる。

そして英国が、「海峡植民地」の策源地シンガポールと、スエズ運河を擁した戦略的地域としてのエジプトにおいて、行刑システムに最新の技術を投入していることが観察されているのも興味深い。指紋法は大英帝国の富の中心的な源泉であったインドのベンガル地方で「発見」

され、帝国のもうひとつの宝庫である「南阿」にもいち早く適用されたことは大場自身、本文で解説しているとおりであった⁸⁾。

「海峡植民地」の基地ともいえるシンガポールにおける警察、統治システムに指紋法が導入された経過について明らかにする資料は、残念ながらまだ見出していない。しかしエジプトについては、指紋法の開発そのものの中心的人物であったゴルトン自身による簡潔な報告がある⁹⁾。それによればエジプトでは、警察長官ハーヴェイ・パシャがゴルトンとの個人的な情報交換もあって、独自の判断で1897年からベルティヨン方式と組み合わせて指紋法を導入したとされる。ベンガルにおいてヘンリーが、一次分類と二次分類の双方を指紋のみで処理する方法を開発し定式化する以前の、折衷式のゴルトン方式を導入したのであろう。そして1900年の時点でカイロの警視庁には、折衷式の犯罪者の個人記録が20,836枚（うち661枚が女性、1,593枚が未成年という）所蔵されていたという。

個人記録は、犯罪者の登録ばかりでなく、満期を迎え釈放される者の身元確認に使われ、不正な身代わりを防ぐのにも有効であった。指紋のみに一元化、簡素化される以前の方式がエジプトで実施されているのを、イスマリアにおいて大場も確認したのであろう¹⁰⁾。

いっぽう、個人情報の蓄積、分類、検索体系に組み込まれたものとしてではなく、「今、ここでの」簡便な指紋による同一性の確認は、旅行者における身元確認、とりわけメッカ巡礼者の身分証明などにきわめて有効に働いているという。

3：日本における前史

大場自身の用語を用いれば、個人識別法には、氏名、年齢、職業その他、形式的な身分関係を登記しておき、それと当事者の提示ないし申告する身分を照合する「形式的個人識別法」と、当事者の身体特徴に即しておこなわれる「実体的個人識別法」が区別される¹¹⁾。ここではさらに後者について、身体各部の計測値を基礎としたベルティヨン方式、指紋を利用したゴルトン方式、それを改善したヘンリー方式、ゴルトン、ヘンリーとは発想を異にし、大場等が日本に導入することを決めたハンブルグ方式という四種のを、それぞれの呼称によって区別しておきたい¹²⁾。『個人識別法』の主題はつきつめれば、これら種々の方式について技術的な評価を下し、何をどのように採用すべきか方針を示すことにあった。指紋法の技術的な細部の検討と評価はのちに見ることにして、まず大場の紹介にしたがって、日本における「形式的個人識別法」試行の過程について手短かにふれておこう。

明治維新後の刑法体系近代化の過程において、確実な個人識別法（それは同時に登録と照合の装置でもあり、そうした装置のもうひとつの系列をなす戸籍、民籍証書とは無関係ではないが独立している）の必要性は強く意識され、まず1885年、東京警視庁に「名籍索引票」が創

設された。さらに1892年には「犯罪人名簿」が創設された。いずれも当事者の申告する名前による分類と検索の体系であり、技術的な限界があった¹³⁾。

前者は「欧州の索引票ノ制ニ倣ヒ」警視庁管内の警察署に検挙された者すべてについて（したがって起訴されなかった者も含まれる）、氏名、年齢、身分、職業、原籍、出生地、前科の詳細などを記載した票を作成して警視庁に集中し、「いろは」順に配列したものであり、おそらくパリ警視庁における犯罪記録票が手本となっているのであろう。明治四十一年八月十五日現在、240,118枚が蓄積されていたという。当事者の申告による以上、虚偽の氏名による前科隠しをクロスチェックすることは難かしかった。

後者の「犯罪人名簿」は大審院長横田國臣によって提案され、全国の裁判所で出された判決について、被告人の氏名、年齢、住所、原籍、罪名、刑名等を一覧にして年四回、司法省に回付し、司法省において氏名の「いろは」順に整理して印刷し、全国の関係当局に送付するというものであった。しかし印刷が数年遅れることが常態となり即応性に欠け、あまりに大部なため扱いが難しく、創設後ほどなく実用性のないことが明らかになってしまった。

こうして刑法改正の論議がおこなわれていたころには、都市に住む「前科ヲ隠シテ犯罪ヲ犯ス」多数の累犯者の身元確認にはまったく効力をもたない「犯罪人姓名簿之ニ抛ル外ハ」なく、今のところは全く対処の方法がない、と司法当局者が告白せざるをえない状況にあったのである¹⁴⁾。形式的個人識別法は有効性をもたず新たな技術が切望されていたわけである。

指紋法導入に先立って試みられていたほとんど唯一の実体的個人識別法としては、犯罪者の顔写真があった。大場の記述からは、本来分類検索にはなじみにくい顔写真の処理には、日本独自の工夫が試みられていたことがうかがえる。「岐阜大坂山形等」の監獄でおこなわれていたその概要は、次のようなものであった。写真は四つの保存箱に分類される。うちひとつは女性用であり、残り三つについて、男子の生年の干支を三グループに分けて「子丑寅卯ノ歳ニ生マレタル者八之レヲ甲箱ニ…」とようようにして保存する。各箱は身長によって三号(五尺未満、五尺三寸未満、それ以上)に分け、各号はさらに、特徴の存在する身体部位（頭部、胴部、上肢部、下肢部の四つに大別されている）と特徴の種類によって40から50の引き出しに分けられる。たとえば頭部の特徴として、1) 盲、片目、内外斜視等、2) 耳、目、鼻、口、唇…の変形、など¹⁵⁾。顔、生年の干支、身長、身体特徴を組み合わせたこの分類検索システムが、誰の発案でどのようにして創設され、どの程度実効性をそなえていたかについては、大場は詳しく語ってはいない。またどの程度全国的な標準化と情報の流通が試みられたのかも明らかではない。当時の写真の費用と、技術的な複雑さ、複製および伝達の難しさ、からその利用価値はきわめて限定されたものだったことが考えられる。

形式的、実体的の違いを問わず、当時日本でおこなわれていた個人識別法は、こうして大場が大英帝国の策源地、あるいはドイツにおいて実地に確かめた指紋法に比べれば、あまりに不

満足なものであった。いっぽう警察、司法当局にとって東京、大阪などの大都市における累犯、常習的犯罪者の身元確認手段の必要性がいっそう痛切に感じられるものとなっていたことは、先に引いた平沼の証言にも表れている。こうした文脈のなかで、改正刑法の施行に何とか間に合わせようとしたとも見える短期間の検討を経て、指紋法の訓令が出されたのであった。

『個人識別法』によれば、「取調べ」における検討事項の中心は、指紋法における最新技法と見なされたハンブルグ方式の基礎となるドイツにおける指紋類型の統計的分布が、日本人についても共通のパターンを示すかどうかを検証することにあつた。そのために市ヶ谷監獄に収監された1057人の囚人から採取された指紋が検討され、ハンブルグ方式に若干の手直しがほどこされることになった。こうした検討作業が、本当に実質一ヶ月余りの時間でおこなわれたのか、確認する手だてではない。しかし会の結成以前から検討がおこなわれていたとしても、ハンブルグ方式の詳細を持ち帰った大場自身の帰国が1908年であることからして、短期間の集中的な作業によつたことは確実だと思われる¹⁶⁾。

4：各方式の特徴と技術的評価

論点の整理

「取調べ」の報告にしたがつて司法省はハンブルグ方式の指紋法を導入した。いっぽう大場自身は『個人識別法』で、指紋法とベルティヨン方式をさまざまなかたちで組み合わせることを提案している。「実体的個人識別法」の各方式の違いはどこにあり、またそれぞれの技法が含意するものは何なのか整理を試みてみよう。

各方式の違いは、大まかに言えば「実体」としてえらばれた身体特徴が指紋かそうでないかということ、指紋であるとすればその特徴をどう整理し分類体系に構成するかということ、そしてゴルトンがFinger Printsというモノグラフィーで区別した、一次分類と二次分類のそれぞれに、何がどのように使われるかということによって生じる。

一次分類とは個人データの膨大な集積から、取り出したい個人の属するパッケージに絞り込む作業を指し、二次分類は絞り込んで限定した集合から個人に到達するための作業を指す。二つの作業は動物分類になぞらえれば、類のなかでの種の限定、種のなかでの個体の選別という二段階の操作に比べることができるかもしれない。経験的には、一次分類は、個人記録記載カードを整理したどの引き出しを選ぶかという「限定」、あるいは該当しない引き出しの「消去」の過程であり、二次分類は選ばれた引き出しに置かれたカードと今問題になっているカードを「照合」して「確定」する過程である。

したがってこの二つの過程は、識別されるべき個体を分類検索体系に位置づけるためにあらかじめなされる、個別的特徴の類別化という逆方向の操作（それが同時に個人特徴の記述とな

る）と表裏をなしている。ただ分類検索という認知の論理的過程としては、絞り込みと確定は言葉で区別されるほど本質的に異なっているわけではなく、連続した検索作業における二つの段階とみなすこともできる。

各方式を表のかたちにとまとめれば次のように表されよう。

一次分類	身体計測値	身体計測値	指紋 1-b	指紋 2-b
二次分類	身体計測値	指紋 1-a	指紋 1-a	指紋 2-a
	ベルティオン方式	ゴルトン方式	ヘンリー方式	ハンブルグ方式

ベルティオン方式

ベルティオン方式については、別に詳しく検討したことがあるので要点をまとめるだけにとどめておこう。ベルティオンは人類学を学んだ先生であるポール・プロカの開発した精密な骨格部位計測法を、犯罪者の生きた身体に適用し分類検索体系を作ることを考えついた。頭部の縦、横、身長等の計測値を大中小に三分し分類のツリーを構成する。こうして五種の計測値をとれば3の5乗で243のビジョンホールができ、さらにそのなかで下位分類すれば、大量の個人情報記載カードをひとつの秩序立った集合として構成できる。この方式ではゴルトンの一次、二次の区別は余り意味をなさず、計測される部位は次々にかわっても、検索の操作自体は同じ原理の反復にすぎないといえる¹⁷⁾。

ゴルトンの寄与

ゴルトン方式は、一次分類にベルティオン方式を利用し、二次分類を指紋の細部の差異によっておこなう方式である。いわば折衷式のこのやり方は、ゴルトンが指紋分類の方法を、あまりに細部にこだわって組み立てたために、かえって大づかみな「消去」の過程が煩瑣になりすぎ、一次分類にはベルティオン方式を利用せざるをえなくなったために生まれたといつてよい。ゴルトン自身、こうした中途半端な解決に甘んじることには、かなりの抵抗を感じていたことはその文章からも感じ取れる。とはいえ、ゴルトンによる指紋の観察成果の多くは、指紋法の基礎として受け継がれることになった。その成果は、指紋の基本的な類型の設定、そしてより詳細な下位類型設定のための微細な観察ポイントを特定する方法という二つのレベルにわけられよう。

ゴルトンは、指紋がarch, loop, whorlの三つの基本型に分けられ、さらに複合型あるいは例外（指の喪失など）の項を立てれば4つの基本型に区分できるとした。またloopは、起点（もしくはループのオープンエンド）が右左の手の親指側にあるか、あるいは小指側にあるかによって二つに分けられる。これらの大区分は、その後の指紋研究でも基本的に変更されてい

ない¹⁸⁾。「取調会」報告では公式の訳語として arch は弓状紋, loop は蹄状紋 (甲種 = 親指側, 乙種 = 小指側), whorl は渦状紋とされ, さらに composite は混合紋, 例外的な accidental は変態紋と呼ぶことが規定された¹⁹⁾。

痕跡にはっきりしない部分を含む指紋を扱う方法を考案すること, そして頻度も高く多様性の豊かな蹄状紋, 変異形の多い渦状紋, 混合紋については, 微細な観察による下位類型を設定することが, ゴルトンの最初のモノグラフィーに引き続いて出版された解説書によって試みられた²⁰⁾。ここでの議論に必要な範囲で, 三つの点に絞ってゴルトンによる試みの要点についてふれておこう。

- 不鮮明な指紋の印象の分析: これは隆線の細部の特徴すなわち分岐点, 端点などをピンポイントして対応関係を確認するという方法であり, まず最初は数十年の時間を隔てた指紋のパターンが不変であることを検証するのに考案された²¹⁾。次いで, とりわけ不明瞭な指紋痕跡の照合の方法として, 指紋の全体パターンの特徴点を検出することで, 指紋の同一性を確認する方法として洗練されたのである。

- 隆線を数えること: 蹄状紋には, オープンエンドとは反対の側に指紋の隆線によって必ずひとつ三角形ができる。また中央部分には複数の隆線の束ができる。これらの三角形と線の束に注目して蹄状紋の多様な変異を明確に分類することが可能になる。基準点を二つ一義的に決定し, 中央部の点を内端, 三角形の側を外端と呼び, この間に存在する隆線の数を数えることで, 蹄状紋には有意な特徴づけあるいは下位分類を導入できるのである。

- 渦状紋の細部の観察: 蹄状紋とは異なり, 渦状紋には三角形が中心の左右両側に二つできる。別の言い方をすれば, 一見まぎらわしい場合でも, 二つの三角形が見出される場合には蹄状紋ではなく, 渦状紋に分類される。渦にはその回転のしかたによって完全に回転するものと不完全な回転しかしないものに区別される。また三角形の相互関係によっていくつかの類型が設定できる。ただ, 二次分類にとって意味ある渦状紋の実用的な分類法は, ゴルトンによる観察をベースにしてヘンリーが案出することになった。ゴルトンによる細部の観察法がさらに展開され, より実効的な指紋分類体系を生む基礎となったのである。

ヘンリー方式

ヘンリー方式は, 一次分類と二次分類の不連続性というゴルトンが残した課題を解決するために案出された。正確に言えば一次分類と二次分類とで利用される指紋の性質, もしくは指紋の性質を構造化する論理は異っており, ここではそれぞれを 1-a, 1-b として表した。二次分類レベルでおこなわれる指紋の精査は, ゴルトンの方法が基本的に引き継がれている²²⁾。それに対して一次分類のレベルにはかなり独自の工夫がなされている。『個人識別法』では, 採用されなかったヘンリー方式の技術的内容はまったくふれられていないので, ヘンリー自身の解説書によってその要点を見ておこう²³⁾。

ヘンリー方式の眼目は、ゴルトンの設定した大区分を、統計的な頻度を考慮しながらL（loopただしarchも含む）とW（Whorlただしcompositeを含む）の二大区分に還元し、右手から拇指（親指）・示指（人差し指）、中指・環指（薬指）、小指・左手拇指、左手示指・中指、環指・小指の五つの対を想定しそのLとWの組み合わせを取り出すというやり方を考案した点にある。たとえばこれらの五つの対は次のような構成となる。

$$\begin{array}{ccccc} \frac{L}{W} & \frac{W}{L} & \frac{L}{L} & \frac{W}{W} & \frac{L}{W} \\ & & LL & WL & \\ & & LW & WW & \end{array}$$

これらの対は4象限に、それぞれLとWの四つの可能な組み合わせを配置したキーと対比され、問題となっている個人のカードが配置されたピジョンホールを、ほとんど即時に検出することを可能にするというのである（図および説明を参照）。

このピジョンホール検索の方式には、数字による表現を与えることもできる。それは以下のような方法による。やや煩瑣ではあるが見ておこう。五つの対についてWが出現した場合には、第一の対では16、第二の対では8、以下4、2、1の値を与え、Lについては0の値を与える。そして分子分母をそれぞれ合計する。たとえば上の例では、

$$\frac{0}{16} \quad \frac{8}{0} \quad \frac{0}{0} \quad \frac{2}{2} \quad \frac{0}{1} \quad \text{となり分子分母は} \quad \frac{10}{19} \quad \text{となる。}$$

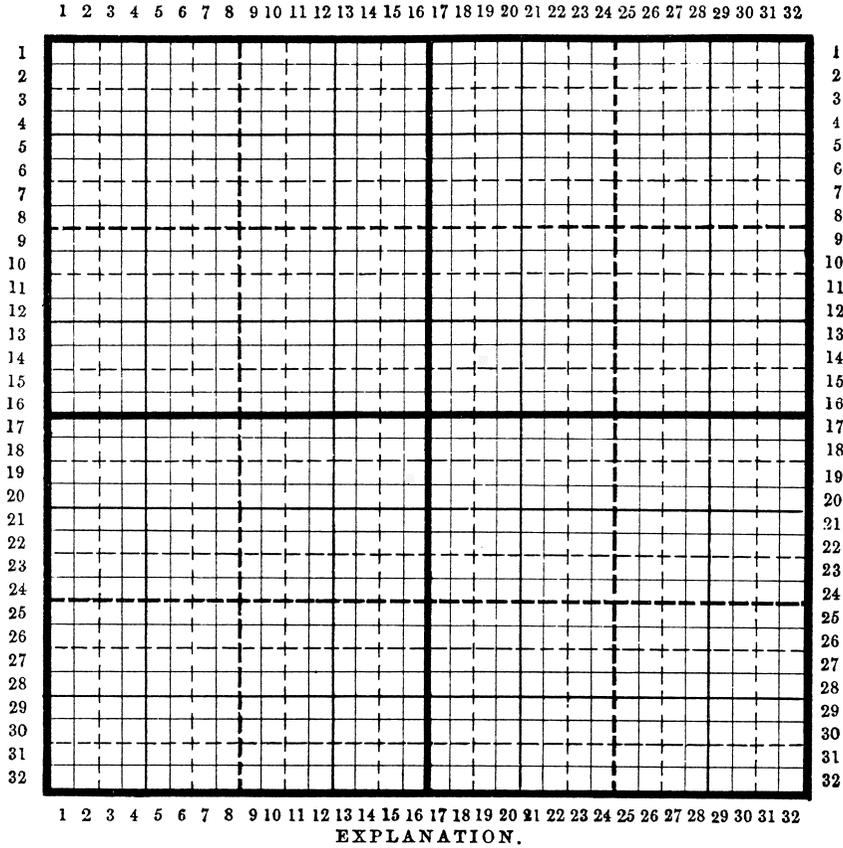
この分子分母それぞれに1を加え、分子分母を逆転すると $\frac{20}{11}$ となる。

こうして、上の例では縦20列め、横11段目のピジョンホールに該当する個人カードが入っていることになる。

指紋分類に、独自なしかたで2進法の発想を結合したともいえるこの一次分類体系を工夫したばかりでなく、詳細は省くが、ヘンリーは蹄状紋の分類における隆線を数える方法の厳密化もおこなった。また渦状紋を、実用的な分類にとって適切なように3大別する方法を確定した。すなわち左側の三角形の下端をなす隆線を追跡して右側の三角形の下端をなす隆線との関係を確かめ、両者の間に何本の隆線が入るかによって3分類するのである。

ハンブルグ方式

大場によってもっとも新しくしかも簡便な方式と位置づけられたハンブルグ方式では、出現頻度を考慮して指紋の種類を十種にわけて〇から九までの数を付し、左手の五指を基準として五桁の数列に置換することが基本となる。人間には左利きが少なく、事故などで指紋に異常をきたすことが少ないことを考慮して、左手指が基準とされているのである。ただし拇指には渦状紋の出現頻度が高いこと、いっぽう示指には各種類がかなり均等に近い頻度で出現することが経験的に確かめられているので、最初の桁には示指の数が置かれ、拇指は一の位に置かれる。こうしてすべての人は理論上、五桁の数値によって表現しうることになる。その数値にしたが



The impressions of the ten digits are taken in pairs in the following order:—

- (1) Right Thumb and Right Index; (2) Right Middle and Right Ring; (3) Right Little and Left Thumb; (4) Left Index and Left Middle; (5) Left Ring and Left Little.

Key.

<i>LL</i>	<i>LW</i>
<i>WL</i>	<i>WW</i>

All impressions are held to be divisible into 2 types, Loops (which include Arches) and Whorls. Given ten impressions in the above order, they can be expressed by some such formula as the following:—*LW-WL-LL-WW-LW* where *L* = Loop; *W* = Whorl. The Key indicates the one pigeon-hole out of the 1024 of the Bureau where a card with the above formula will be found. Referring to the Key, *LW* is in top right hand square, therefore we proceed to square defined by the broad continuous lines, and by the horizontal numbers 17 to 32 and vertical

1 to 16. Taking the next pair *WL* we see from the Key that it is in bottom left square of $\frac{17-32}{1-16}$, i. e., in the square defined by continuous and broken broad lines and by horizontal figures 17—24 and vertical 9—16. The next pair *LL* is in left top corner of this $\frac{17-24}{9-16}$ square, i. e., in the square defined by one broad continuous, one broad broken, and two medium continuous lines, and by horizontal figures 17—20 and vertical 9—12. The next pair *WW* is in right hand bottom corner of this $\frac{17-20}{9-12}$ square, i. e., in square marked by two broken and two continuous lines and by horizontal figures 19—20 and vertical 11—12. Finally, the last pair *LW* is in top right hand corner of this $\frac{19-20}{11-12}$ square, i. e., is in pigeon-hole $\frac{20}{11}$. Any other combination of impressions can be similarly located.

図1 ヘンリーの著作に示された指紋分類システム

って個人資料のカードを配列すれば、分類検索はきわめて容易である。また同じ数値に多数の個人が配置される場合には、二次的な分類を右手指についておこない、同じ規則によって配列すればよい。原理的には、左手の0000から9999までの十万の組み合わせのそれぞれについて、右手における同数の組み合わせがありうるものであり、十万の二乗すなわち百億の組み合わせが、数値のみで区別できることになる。

ハンブルグ方式の基本は、こうして指紋の特徴をシンプルな数列に還元する点にある。そして一次分類を左手、二次分類を右手に振り当てるといふ、簡明な整理を可能にした点にある。そのためにゴルトンおよびヘンリーが二次分類の手がかりとしたいいくつかの特徴点を、類型の出現頻度の資料を参考にして、一次分類の手段に読みかえるという工夫がなされた。たとえばゴルトンが注目した蹄状紋における隆線の数は、乙種蹄状紋を四種にわけるとして取り入れられ、ヘンリーが確定した渦状紋の三種の区別は、そのまま上流渦状紋、中流渦状紋、下流渦状紋の7、8、9の番号の付与に利用されている。ハンブルグ方式は指紋特徴の表記を数列に還元するという基本目標を実現するよう、すでに開発されていた分類手法を最適なかたちで組み換えることで成立したといえるだろう。

「取調会」報告はヘンリー方式の煩雑さを嫌い、ハンブルグ方式の採用を結論とした。いっぽう大場は『個人識別法』でハンブルグ方式の技術的な優位は強調しながらも、ベルティオン方式を頭から斥けることはせず、指紋法との併用を提案している。おそらく指紋の細部の観察に習熟していない担当官の誤りをチェックする機能を期待して、ベルティオン方式の併用を提案したのであろう。しかし、ベルティオンのお膝元のパリ警視庁においてさえ、すでにベルティオン方式が時代遅れであると評価されていることを見聞してきた平沼の指導のもとにある司法省が、ベルティオン方式に関心を示した形跡はない²⁴。もちろん、二つのシステムを維持することの費用を考慮しても、大場の提案が現実的なものとして検討される余地はきわめて小さかったといえるだろう。

指紋の採取法、犯罪現場に残された指紋の検出、指紋写真の複写法などの技術的な側面の解説は省略し、『個人識別法』にふれられた「最新の容貌記載学」に簡単にふれてこの節を終えることにしたい。スイス、ローザンヌのライス博士の研究する分野として、大場は人間の顔のさまざまな特徴の分析記述法を紹介している。そこにもふれられているとおり、この「容貌記載学」はベルティオンの開発にかかるもうひとつの個人識別法であり、顔のプロフィールのさまざまな特徴点、あるいは耳の形状の特徴点をとりだし可能な限り一義的な言葉によって表現しようという方法であった。大場はこうした特徴点の用語をあげ簡単な解説を加えている。

さしあたりのまとめとして

「個人識別法の新紀元」が二十世紀をどのような新たな世界にしようとしていたのか、世紀の終わりにいる私たちには振り返ってみ直すこともできる。そして指紋のたどった軌跡に限った上で、いくつかの主要な流れを追ってみたこともある²⁵⁾。またさらに、いつか機会があればベルティヨン方式と指紋法の技術的な展開の過程に、近代国家の個人登録と照合の体系に「国民」を「全体的かつ個別的」に捕捉しようとするどのような不可視の力学が確かめられるのか、これまでの手探りを振り返って概括的な検討を試みてみたい。そして、そうした試みに先立って、日本に指紋法が導入されたころ、西洋では個人識別法をめぐって何が問題となっていたのか、同時代の地平を概観しておくことも必要であろう。それはおそらく、二つの視点、すなわち累犯者の問題が、世紀転換期における法体系とりわけ西洋の刑法体系に及ぼした影響という視点と、西洋がリードして進行した個体識別法の国際化とも呼ぶべき視点から検討されるべきだろうと私は予想している。そうした問題は今後の課題としておきたい。ここでは1908年、日本に導入されたハンブルグ方式の技術的な背景の検討を試みるにとどめた。

注

- 1) 司法省編纂『司法沿革誌』, 原書房, 1979年, 250ページ。拙論「犯罪者の顔写真と指紋」(安丸良夫編『歴史を読み直す』22, 1995年, 朝日新聞社)では記憶違いから指紋法制定を1912年と記してしまった。この恥ずべき誤りをお詫びしここで訂正したい。
- 2) 大場茂馬『個人識別法』, 忠文舎, 1908年(第一版)
- 3) 「犯罪人異同識別法」(「英國ノ刑事裁判制度」と合冊), 法務省図書館蔵
- 4) 改正刑法の審議過程については内田文昭, 山火正則, 吉井蒼生夫編著『日本立法資料全集26, 27』, 信山社出版, 1995・96 その法制史的意味づけについては, 吉井蒼生夫『近代日本の国家形成と法』, 日本評論社, 1996, 等。
- 5) 平沼の伝記的事実については『平沼騏一郎回想録』(平沼騏一郎述, 平沼騏一郎回顧録編纂委員会編, 1995) および『平沼騏一郎伝』(岩崎栄著, 大空社, 1997年)など。ただし事実の検証の点で信頼性は低いとされる。治安維持法と普選法の「取り引き」については『回想録』79ページ以下, ただし歴史的には異なった解釈の余地がありうることについては渡辺治「一九二〇年代における天皇制国家の治安法制再編成をめぐって」『社会科学研究』27巻, 5・6合併号, 1976。
- 6) 大場, 前出, 序。
- 7) 例えば民法構築に深く関与した穂積陳重が, 日本の戸籍を西欧的な法制史の基準のなかで正当化するために, メインの議論を援用しながら登録技術の三段階進化(氏族籍 戸籍 個人登録, これが未開 半開 文明の各段階に対応する)の論理を提起したのは1899年, ローマにおける「万国東洋学会」での講演, “Ancestor worship and Japanese Law”においてであったという指摘(日本民族学会, 分科会「統治技術から人類学へ」1999年五月における坂元新之輔の報告, 日本民族学会『民族学研究』(Vol. 64, No.4, 2000に掲載予定)がある。いうまでもなく「個人登録」と「個人識別」は

不即不離の関係にある。

- 8) 大場, 前出, 21ページ以下。また, 渡辺公三「近代システムへの インドからの道」『現代思想』, 1994, 6月。
- 9) Galton, F. "Identification Offices in India and Egypt", *The Nineteenth Century*, Vol.48, 1900, p.118-126.
- 10) 大場の見学により近い日付の1906年の *Archives d'anthropologie criminelle* に掲載された Locard, E. の各国警察の個人識別記載方式の比較検討論文 "Les services actuels d'identification et la fiche internationale" にも, 英国本国あるいはインドと異なりエジプトではまだベルティオン方式, 指紋法が併用されていることが示されている。
- 11) 大場, 前出, 7ページ以下。この二大別がその後も踏襲されたことは仁科正次『統一日本指紋法』(警眼社, 1932年) および同人の執筆した『大百科事典』(平凡社, 1932)「指紋」の項。後者には形式対実体の区別が「戸籍」に適用され, 指紋を記載した「実体的戸籍」が早晩, 満州国において実施されることが予想されている。この点については渡辺「指紋と国家 管理と差別の交差する場所」栗原彬編, 『講座・差別の社会学2』, 弘文堂, 1996を参照。
- 12) ヘンリー方式はしばしば創始者と改良者を連名にしてゴルトン・ヘンリー方式と呼ばれるが, 後に説明する理由で, ここでは便宜的にヘンリー方式と呼び, ゴルトン方式とはっきりと区別しておきたい。さらにアルゼンチンの警察において実用化され, 南米のスペイン語圏に取り入れられたブセティッチ方式というものもあるが, ここではふれない。前出, Locard 参照。また実体的識別法にはもうひとつ「顔写真」もあるが, ここでは中心的な主題から外して, 必要に応じて言及するにとどめる。
- 13) したがって登記の技術としては, 西洋における名簿から記録票へという方向の逆をたどったことになる。
- 14) 明治四十年二月二七日衆議院刑法改正案委員会議事録に記された平沼政府委員の発言(前出, 127ページ)。
- 15) たとえば胴部の特徴の(13)として「肩及ヒ胸二毛アリ又八腋二毛ナキモノ並ニ陰毛ナキモノ」(14)として腋臭ノモノ... (20)として「生殖器ノ変形及ヒ梅毒痕」などがあげられている。さまざまな知覚が動員され, 対象者の身体を隈なく精査したのだろうか。
- 16) 大場の帰国が1908年に入ってからであったことについては『日本法曹界人物事典』(ゆまに書房, 1996年) 第八巻の大場茂馬の項を参照。あるいは指紋法の導入自体は, 平沼の視察以前に決まっていた既定方針であり, 視察の目的はヘンリー方式をとるかハンブルグ方式をとるかという見極めにまですでに絞られていたのかもしれない。それについては今確認の方法が見当たらない。このことは, 西欧における司法警察の動向について, どのような情報がどのように収集され評価されていたのか, という問いにかかわってくるのでけしてとるにたらぬ細部ではないと考える。
- 17) ベルティオン方式については, 刑法改正の議論があった明治34年(1901年)の『監獄協会雑誌』第14巻(2~6号)に岡田朝太郎による紹介がおこなわれている。このことはソウル大学の坂元新之輔氏からご教示いただいた。記して感謝します。

ベルティオンの活動については, 渡辺公三「同一性のアルケオロジー: A. ベルティオンと司法的同一性の誕生(1)~(3)」『国立音楽大学研究紀要』26~28, 1992~94を参照。
- 18) Galton, F. *Finger Prints*, MacMillan, 1892, (reprint ed. Da Capo Press, 1965)
- 19) 大場, 前出, 33ページ, 付録, 1-2ページ。
- 20) Galton, F. *Decipherment of Blurred Finger Prints*, MacMillan, 1893., *Finger Print Directories*,

「個人識別法の新紀元」 日本における指紋法導入の文脈（渡辺）

MacMillan, 1895.この後者には英国内務省の要請で、1893年10月に常習的犯罪者の登録および識別同定の方法について検討し、フランスでおこなわれているベルティヨン法とゴルトンが提唱した指紋法の評価をおこなうために結成された委員会（通称アスキス委員会）のゴルトンによる報告書（1894年2月提出）が採録されている。そこでゴルトンは一次分類をベルティヨン方式で、二次分類を指紋でおこなうことを提案している。大場が見聞したエジプトの例は、この報告書の提案にそったものであろう。

- 21) これはとりわけ Galton, 1893の研究の主題であった。数十年の間を置いた同一の指紋が不変であることの検討は、主に指紋の「第一発見者」ともいえるようなハーシェルから提供された資料に依拠した。このゴルトンの視点にふれた理由は、こうした研究からほぼ百年を経た今日、コンピューターのスキャナ技術の発達もあって指紋パターンのコンピューター解析と照合技術が広範な実用化の段階に達していることを念頭に置いている。こうした解析の方法的な基礎のひとつは、ゴルトン流の特徴点の摘出手法からの発展であろうと思われる。
- 22) 平沼の「典獄会」での報告も、この二次分類レベルで意味をもつ指紋の細部の違いの観察についての話に終始している。一次分類におけるヘンリー独自の工夫についてはふれていない。平沼の報告の趣旨は指紋がいかに個体レベルで豊かな変異を示しているか、まったく始めて接する人々に周知させるという点にあったのだと思われる。
- 23) Henry, E., *Classification and Uses of Finger Prints*, 3rd ed. 1905, p.79-.
- 24) 平沼, 前出『回想録』, 203 - 04 ページ。
- 25) 渡辺, 前出, 1996.

(Kozo Watanabe, 本学文学部教授)